

文書主義に関する陳情について

○文書主義の意味や職員への浸透についての検討

●●議員が1/18の議運でも言っているように(●●議員の発言に賛成です)

浜田市役所は文書主義でないといけない。(●●副市長が総務部長当時に発言された)

行革の庁舎管理規則が決まるまでの経過はほとんど書かれておらず

法令審査会でもなぜこのようなことをするのか? という質問に対して、

わざわざ●●文書係長が行革の●●課長に問い合わせたという顛末がありました。

●●副市長からの指示で「市の方針として、録音・録画をしないことにするので」庁舎管理規則を変更するように」と、重大な指示があったことも記録に無い。

また●●総務部長と相談した経緯も記録がない。

8月末の法令審査会において、「規則変更に至る経緯は何か?」と、質問があり、担当の●●文書係長が行革課に尋ねにいったという経緯があるが、そのことも記録に残っていない。

また、文書主義とはどういうものを●●行革課長に確認した際に、「内部の決裁文書を残すことが文書主義です。」「他の記録を残さないことが違反なるとは考えていない」(録音あり)と言われた。

規則改正資料として法令審査会に提出された起案書があるが、「改正の理由は、所要の改正をすることである」と、禅問答のような記載がある。

このようなことについて誰から指摘もないまま改正に至った。

文書がある、記録があるのは当然のことだが、文書があれば良いというものでもない。

整合性のある、理解できる文書を作らなければならない。

このようなことが、散見されることは非常に残念である。

文書主義のルールを守ることを含め文書主義の指導等について検討する必要があるのではないか?

上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭

